鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１１月４日

鈴鹿市長　末松則子

鈴鹿市条例第２１号

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年鈴鹿市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（多量の一般廃棄物の処理等） 第12条　市長は、法第６条の２第７項の規定により多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。	（多量の一般廃棄物の処理等） 第12条　市長は、法第６条の２第５項の規定により多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。